

2014年1月22日

「栄養成分表示に関する調査会」の前回協議に関する質問書

委員 立石幸一

1. 協議事項についての確認

12月4日開催の第一回栄養成分表示調査会にて、義務化の対象成分については、「義務」と「推奨」という枠組みについては合意形成されましたが、現段階にて案の中であった推奨となっている「飽和脂肪酸」「食物繊維」で決定されたのではなく、対象成分についての議論は別途行うとの理解でございましたが、消費者庁の担当と確認したところ、推奨の枠については「飽和脂肪酸」と「食物繊維」で決定されたと説明がありました。この理解で正しいかどうかの確認をさせていただきます。

特に現在案で、任意とされているトランス脂肪酸は、消費者基本計画の具体的実施策73に「トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進める。」とありながら、トランス脂肪酸については、これまで十分な議論を行っておりません。参考までにトランス脂肪酸については、平成22年9月に消費者庁の資料「脂質と脂肪酸のはなし」(別添)においても明確に健康影響に関する科学的知見が報告されています。

2. 参考(前回の議事録より抜粋)

○澁谷座長 ありがとうございます。

それでは、それぞれ御意見が出たかと思えますけれども、10ページをちょっとごらんいただいで、義務化というのは先ほど皆さん御了解をいただいていたかと思えますが「任意」を設定し、その中で特に今後義務化に向けて目指していくのだという意思を示すというか、そういうものとして「推奨」「その他」という形であらわしてはどうかというこの案について、御賛成をいただけますでしょうか。

済みません。オブザーバーは採決ができないので、ごめんなさい。

○立石委員 その前に意見。「その他」と「推奨」のところは、今は飽和脂肪酸、食物繊維だけでも。

○澁谷座長 これは現在のこの(案)についての話です。

○立石委員 (案) だけですね。だから、要は「任意」は上げる上げないの話はまた別ですよということでもいいですね。

○澁谷座長 そうです。

○立石委員 わかりました。

○澁谷座長 ですから、皆さん10ページの【新基準(案)】というところを見ていただいで、この事務局のお示ししていただいた案で御賛成いただけますでしょうか。

以 上